

大軍は、戦争への道。  
消費税5%減税は暮らしを守る。



止めましょう！  
テロも戦争も

日本共産党北区議会議員  
**さがらとしこ**  
区政レポート

日本共産党議員団  
2022.6.1. No.1870  
御相談はお気軽に  
TEL とも **3905-0970**  
FAX とも  
さがらとしこ事務所  
赤羽北3-23-17  
（バス停「赤羽北3丁目」メガシティ近く）

# 異常な物価高 学校給食大変。

北は補助増額の補正

小学生の補助は  
月額 261円  
中学生の補助は  
月額 377円

予算案が、才2定例会に出されました。

その理由について、5月27日の内庁会では、

① 食材費が高騰しているため。

② 子どもたちに必要な栄養を確保する。

そのため、7月～来3月まで支援する。

5/28(土)池袋の志位委員長...

給食の負担が重くなります。東京23区では、  
小学校高学年で月平均5116円、中学校  
で月平均5803円。...「義務教育は無償  
と、憲法26条に書いてある。」学校給食は...

国の制度と  
完全無償に  
しようとおび  
おかしな  
まね。

5/31(火)参院では「物価上昇で給減額は見直せ」と  
小池晃党参院議員が迫りの迫り。

## 年金は地域経済を支える柱

家計最終消費支出に対する年金総額の割合が  
20%を超える県・・・13県

秋田、富山、長野、三陸、和歌山、鳥根、鹿取、  
岡山、山口、愛媛、高知、長崎、宮崎

家計最終消費支出に対する年金総額の割合が  
10%を超える県・・・東京都以外の48道府県

出典：厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報」（令和元年度）および内閣府「県民経  
済計算」（平成30年度）をもとに小池晃事務所作成

「内部留保に適正な課税を」日本共産党提案  
(骨子)

対象	資本金10億円以上の大企業
課税標準	2012年度以降の内部留保の増加額に課税 (買上げと「グリーン投資」などの設備投資は控除)
税率	2%
規模	5年間で10兆円
用途	中小企業への買上げ支援で最低資金1500円へ

出典：日本共産党「アベノミクスで増えた大企業の内部留保に適正な課税を」（2022年2月24日）  
から小池晃事務所作成

- 2022.北区議会才2定例会  
令和4年度一般会計補正予算案の  
主要事業の中から紹介します。
- ※日本共産党北区議員団が提案した  
組み替え提案の内容も生かされています。
  - 会計年度任用職員・雇上経費の増額
  - 生活支援臨時特別給付金事業の拡充
  - 民間保育所運営支援事業の増額
  - 新型コロナ対策費の増額  
保健所職員体制また高齢者入所  
施設などの週1回、職員のPCR検査  
(4月～6月分の経費として)
  - 才4回目のコロナワクチン接種
  - プレミアム付商品券の増額  
25%の追加発行5000枚→7500枚
  - 学校給食費増額 小・中合わせて4236万円



百戦雲に  
戦争NONと  
マイク持つ  
軍都の歴史  
くり返すまい



## 国民年金・厚生年金保険 年金額改定通知書

年金の種類	老齢基礎・厚生	年金
額	月額	月額
国民年金 (基礎年金)	704,881円	707,691円
支給停止額	0円	0円
年金額	704,881円	707,691円

※年金額は、賃金や物価  
の変動に応じて毎年度  
改定を行う仕組みとな  
っており、令和4年度  
の年金額は、昨年度か  
ら0.4%の減額改定  
となります。

五月末、私の事務所には  
年金引下げに怒るハガキが  
届きました。政府の仕打ちは  
悪大官のようですね。

どうして年金と下げなの  
何の理由もない  
知ればお怒りな  
違いはある  
国民は働



2020.才2定例会区議会の傍聴をおねがい  
します。

6/9(木) 11:00 福島宏紀議員の  
代表質問です。

6/10(金) 党区議団から、3人の女性議員の個人陳情。  
10:30 山崎たけ子 議員 陳情  
11:00 せいの恵子 議員 陳情

14:00おざ さがらとしこ 議員

- ① 桐畑のまちづくり - 区民センター、道路や公園内題
  - ② 区立初の児童相談所など、区民参加の費用
  - ③ 高齢者食事業の再開にあたって
- 時間までに、本庁舎4Fの議会事務局で手続き。

都営(8F) 地元割当ての募集があります。  
区営(7F) 申込み～6/13(月) 北区営住宅課





(赤羽西)補助86号線事業認可取消訴訟  
5月30日 東京地裁「請求と棄却する、  
不当判決に原告と弁護団は  
直ちに控訴する決意

◎2017年(平成29)11月13日に提訴してから、  
4年半、100名余の原告団(高崎忠道団長)と  
弁護団は、調査と学習をくり返しながら裁判  
をたたかってきました。住民にとっては、初めての  
体験であり、緊張の日々。12回の裁判では、原告  
8人が証言に立ち、認可取消を切々と訴えてきた。

**弁護団の声明** 右の内容ですが、資料として  
必要な方はご連絡下さい。

「声明」では、判決が国と都の主張を唯々諾々と  
採用し、請求と棄却する不当判決と断りました。  
特に、専門家証人を採用時、判決と強  
行したことは十分な事実の調査をしていない。  
「審理不済の違法がある」と批判。

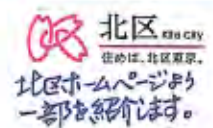
私は、じゃぶじゃぶ池が重要な争点となっていることを実感しました。さがらとして  
2022.6.2.「さがらしレポート」No.1870.

第一審判決に対する弁護団声明  
補助86号線事業認可取消訴訟弁護団  
1. 本日、2017(平成29)年11月13日に提訴した平成26年度関東地方整備局長告  
示第67号にかかる都市計画修案の認可処分を取り消しを求める訴訟の判決が出された。  
判決は、被告国及び参入東京都の主張を唯々諾々と採用し、請求を棄却する不当判決  
と断ざるを得ない。  
特に、専門家証人を採用せずに判決を強行したことは、十分な事実の調査を行わずに判  
決を行ったといわざるを得ず、審理不済の違法がある。  
加えて、本件事業を行うことが可能であると特示した点、及び道路設計について東京都  
及び国の主張をそのまま採り用いたと認定している点は大きな誤りである。自然観察公園  
内部に存在するじゃぶじゃぶ池については、ほとんど理由を「湧水が枯れる可能性は高  
いとまでは認められない」などとしている点などは、極めて大きな問題点である。  
2. 本件訴訟は、建設直後に緑野原となった東京都に道路をつくる計画をほぼそのまま  
事業認可したものである。70年以上前の都市計画をほとんど変更することなく、現在の  
東京圏内に適用すること自体大きな誤りであった。  
特に、本件道路予定地は元々木地地域ではなく、不整地取り除きの必要性が高いとい  
い難い地区である。また道路における交通量も多くはなく、年々減少していること、道  
路のトンネル工事によって周辺住民の住宅に与える影響については原告側の主張してい  
る事実を一面だけにせずと判示している点などは、地域の現状を全く考慮しないものと  
断ざるを得ない。  
3. 都市計画は、国や都によって行われる基礎調査の結果をみて、都市計画が現状と合わ  
なくれば変更あるいは廃止されることが予定されている。補助86号線も、基礎調査の結  
果をみると、交通の便益に資するものではなく、地域の実情にも適合していないことは本  
件訴訟の中で明らかになった。にもかかわらず判決がこれを無視したことは大きな誤り  
である。  
4. なお、判決は都市計画第21条の景観線の用途適用につき判断し「当該決定時基礎と  
された社会経済情勢と著しい変化が生じ、事業認可の時点において自然都市計画の必要  
性や合理性がおよそ失われ、都市計画第21条に基づきこれを変更すべきことが明白で  
あったと言えらるる特段の事情がある場合」には事業認可が違法となると判示している。  
にもかかわらず判決が本件訴訟で特段の事情を認めなかったことは明瞭と事実誤認であ  
る。  
5. したがって、我々は原告団のなから希望者を募り、本判決に対して控訴し、不当な判  
決を争い、開いた道路計画が正されるまで我々弁護団はたたかう所存である。  
以上  
2022年5月30日

桐ヶ丘(旧桐ヶ丘出張所)に証明書交付臨時窓口開設  
6月13日(月)~7月8日(金) 午前9時~午後4時・住民票なし・非課税  
土曜と日曜日は除きます。☎3907-2426(臨時開設時のみ) 証明書など

「桐ヶ丘1・2丁目の新しいまちづくり」のための  
都市計画法にもとづく 地区計画の変更手続きが  
はじまっています。意見書提出は、6/14必着

3. 地区計画の変更とは...



①地区計画とは



●地区計画とは、地域にふさわしい街並みの形成を図るため、まちづくりの目標に応じて地域の特性に合わせて定める「まちづくりのルール」のこと。  
●道路、公園などの配置や建築物の建て方などについて、地区の特性に応じきめ細かなルールを定める。

と初めて、団地内へ区道をつくるため、桐ヶ丘中央公園の形を変える  
これまでは、住宅のみだった地域に、  
区民センターや店舗、医療、福祉施設を  
つくれるようにするため  
現在、変更の原案が  
北区のホームページや  
地区まちづくり情報で見ることができます。~6/7まで  
意見書を出せます。~6月14日(火)必着です。  
資料やDVD(貸出し)を用意しています。→  
さがら事務所: 3-23-17  
説明・勉強会: 6/3(金)10時~11時半  
"お"7時~8時半まで。